⑹　受付機関は、調整機関から政府機関や事業者等に当該脆弱性関連情報及び対策方法をあらかじめ通知する旨の連絡を受けた場合、当該発見者に対して、その旨を事前に通知すること。
⑺　受付機関は、調整機関が当該脆弱性情報を公表した場合には、その公表時期に合わせて当該脆弱性情報及び調整機関から当該脆弱性情報の通知を受けた製品開発者から報告された当該製品開発者の当該脆弱性に関する対策方法、取組みの状況等を含む対応状況（以下「対応状況」という。）を公表するとともに、当該発見者に対しその旨を通知すること。
⑻　受付機関は、脆弱性に起因する被害の予防に資するため、脆弱性関連情報の届出状況等を公表すること。

２－２．公表等に係る調整が不可能な脆弱性関連情報に関して、公表するかどうかの判定を行う機関としての基準

⑴　受付機関は、調整機関から３．⑽により、脆弱性関連情報について、公表等に係る調整が不可能である旨の通知があった場合は、公表判定委員会で審議し、公表するかどうか判定することができる。なお、製品開発者から新たな報告があった場合等事情の変化があった場合は、当該脆弱性関連情報について、調整機関と製品開発者との公表等に係る調整を再度行うように調整機関に通知することができる。
⑵　受付機関は、法律又は情報セキュリティに関する専門的な知識経験を有する者から構成される公表判定委員会を組織すること。なお、公表判定委員会の委員は、中立性を考慮し、当該製品開発者等の当該脆弱性関連情報に係る特別の利害関係を有しない者とすること。
⑶　受付機関は、調整機関から関係する情報を聴取し、公表判定委員会の審議に必要な資料を整理すること。
⑷　受付機関は、当該脆弱性関連情報について公表判定委員会で審議し、次に示す条件を全て満たす場合は公表することと判定することができる。なお、公表判定委員会は審議に当たって、当該製品開発者が意見を表明する機会を確保すること。ただし、３．⑵後段の規定により通知をおこなったものとみなされた製品開発者については、この限りではない。
①　調整機関と製品開発者との公表等に係る調整が不可能であること。
②　脆弱性が存在すると判断できること。
③　公表しない限り、当該脆弱性情報を知り得ない製品利用者がいるおそれがあること。
④　公表が適当でないと判断する理由・事情が無いこと。
⑸　受付機関は、公表するかどうかの判定結果とその理由を製品開発者に通知すること、及び脆弱性情報を公表することとなった場合は、公表する内容に関して、製品開発者から見解を聴取すること。ただし、３．⑵後段の規定により通知をおこなったものとみなされた製品開発者については、この限りではない。
⑹　受付機関は、公表するかどうかの判定結果とその理由、及び製品開発者から聴取した当該脆弱性情報に関する見解を調整機関に通知すること。また、公表することとならなかった理由が⑷①に該当しないことであった場合は、調整機関と製品開発者との公表等に係る調整を再度行うように調整機関に通知すること。

３．調整機関基準

⑴　調整機関は、脆弱性関連情報を製品開発者に適切に通知するために必要な製品開発者の名簿（以下「名簿」という。）を作成すること。その際、製品開発者と調整の上、当該製品開発者が調整機関との連絡をとるために設置した窓口を名簿に記載すること。
⑵　調整機関は、受付機関から脆弱性関連情報の通知を受けた場合、又は受付機関から脆弱性関連情報について製品開発者との調整を再度行うべきと通知を受けた場合には、その内容に照らして当該脆弱性関連情報を通知すべき製品開発者を名簿から特定し、速やかに通知するとともに、当該製品開発者に対し、当該製品開発者のソフトウエア製品における当該脆弱性の有無及びその新規性を検証（以下「脆弱性検証」という。）しその結果を報告するよう求めること。また、名簿に記載のない製品開発者の中から新たに通知すべき者を特定した場合には、それを名簿に加えた上で、同様に通知を行い、脆弱性検証の結果を報告するよう求めること。ただし、製品開発者と連絡が一定期間とれない場合は、当該製品開発者の名称及び製品に関する情報等とともに、連絡先に係る情報の提供を求める旨をインターネット等を通じて公表することとし、一定期間公表することで、調整機関が当該製品開発者に通知を行ったものとみなすこととする。
⑶　調整機関は、製品開発者から脆弱性検証の結果報告を聴取し、その結果を踏まえつつ、対策方法の作成及び海外の調整機関との調整に要する期間、当該脆弱性情報の流出するリスク等の要素を考慮した上で、当該脆弱性情報を公表すべき日（以下「脆弱性情報公表日」という。）を定めるとともに、当該脆弱性情報公表日を受付機関及び当該製品開発者に通知すること。また、当該脆弱性関連情報について脆弱性検証の結果を報告するよう求めた製品開発者が複数いる場合、脆弱性検証の結果報告が一部の製品開発者からしか得られなかった場合は、得られた結果報告を踏まえつつ、国内外における脆弱性情報の取扱事例、海外の調整機関との調整に要する期間、当該脆弱性情報の流出するリスク等の要素を考慮した上で、脆弱性情報公表日を独自に定め、同様に、受付機関及び当該製品開発者に通知すること。
⑷　調整機関は、製品開発者から脆弱性情報公表日を変更したい旨の申し出を受けた場合、当該製品開発者から意見を聴取した上で、当該脆弱性情報公表日を変更することができる。脆弱性情報公表日を変更した場合、新たに定めた脆弱性情報公表日を受付機関及び当該脆弱性情報に関して通知を行った製品開発者に対し通知すること。
⑸　調整機関は、通知を行った製品開発者に対して、脆弱性情報公表日までに当該製品開発者の対応状況を報告するよう求めること。
⑹　調整機関は、脆弱性情報公表日に、当該脆弱性情報並びにその日までに得られた製品開発者による脆弱性検証の結果及び対応状況について、インターネット等を通じて公表すること。
⑺　調整機関は、脆弱性情報公表日までに通知を行った製品開発者から既知の脆弱性情報である旨の通知を受けた場合、その公表を取りやめることができる。公表を取りやめた場合、受付機関にその旨を通知すること。
⑻　調整機関は、脆弱性情報公表日までに通知を行った製品開発者から脆弱性による影響がない旨の脆弱性検証の結果報告を受けた場合、受付機関から通知された情報は脆弱性関連情報には該当しないものと判断し、その公表を取りやめることができる。公表を取りやめた場合、受付機関にその旨を通知すること。
⑼　調整機関は、脆弱性情報公表日までの間、当該脆弱性関連情報を第三者に漏えいしないよう適切に管理すること。ただし、対策上必要と認められる場合、当該脆弱性関連情報の適切な管理を前提として、第三者に分析を依頼し又は通知することができる。
⑽　調整機関は、製品開発者と公表等に係る調整を行ったが連絡がとれないことなどにより進展が見込めなくなった場合は、調整機関と製品開発者との調整が不可能であるとして、受付機関に公表するかどうかの判定を求めること。
⑾　調整機関は、受付機関の判定に基づき、脆弱性情報を公表することとなった場合は、当該脆弱性情報並びに脆弱性検証の結果、対応状況及び製品開発者の当該脆弱性情報に関する見解について、インターネット等を通じて公表すること。
⑿　調整機関は、対策方法が作成されてからそれが公表されるまでの間であって、当該脆弱性関連情報が、国民の日常生活に必要不可欠なサービスを提供するための基盤となる設備に重大な影響を与えるおそれがあると認められる場合、受付機関及び当該製品開発者と協議をした上で、政府機関や当該脆弱性関連情報によって重大な影響を受ける設備を用いている事業者等に当該脆弱性関連情報及び対策方法をあらかじめ通知することができる。

４．製品開発者基準

⑴　製品開発者は、調整機関と調整の上、調整機関と連絡をとるための窓口を設置し、調整機関に通知すること。
⑵　製品開発者は、調整機関から通知された脆弱性関連情報に関して、遅滞なく脆弱性検証を行い、その結果を調整機関に報告すること。